

平成 2 9 事業年度

〔 自 平成 2 9 年 4 月 1 日
至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日 〕

第 1 3 期

事 業 計 画 (変 更)

東日本高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第10条に基づき、高速道路株式会社が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成29事業年度の事業計画については、事業全体としては総額12,131億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は11,016億円の事業費を予定している。資金計画については、総額8,945億円の資金を社債の発行や民間金融機関からの借入金等により調達する予定である。収支予算については、当期純利益として9億円発生する予定である。

Ⅱ．事業計画

１．高速道路事業に係る事業計画

平成２９事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築するため、計画的かつ重点的な高速道路整備を行うとともに、その機能向上強化を図るため、６，８５２億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと６，６００億円）を予定している。また、本事業年度内の開通予定道路として、東関東自動車道水戸線（三郷南～高谷ＪＣＴ）１５．５ｋｍ、（鉾田～茨城空港北）８．８ｋｍを予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、３，２４２億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、９２２億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成２９事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	東関東自動車道など計６道路１４７ｋｍの新設、関越自動車道など計２０道路１１８ｋｍの改築	６，８５２
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	北海道縦貫自動車道など計３３道路３，８７１ｋｍの維持、修繕、災害復旧その他の管理	３，２４２
	北海道縦貫自動車道など計２４道路３０８ｋｍの大規模更新及び大規模修繕	９２２
会社法第５条第２項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
会社法第５条第２項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計Ａ（高速道路事業）		１１，０１６

２．高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成２９事業年度における高速道路事業以外の事業については、休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理については、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設、既存サービスエリア等の管理及び今後の事業準備を行うため、１２５億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等については、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、９６９億円の事業費を予定している。

なお、その他事業については、駐車場事業、トラックターミナル事業、高架下の占用施設を活用した事業、コンサルティング事業、宿泊事業、カード事業、Ｗｅｂ事業などを展開するため、２２億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る平成２９事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	北海道縦貫自動車道有珠山サービスエリアなど計３１３箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	１２５
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（※１）	「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業に伴う工事等の施行に関する細細目協定」に基づく受託事業ほか	９６９
会社法第５条第２項に規定された以外の高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業	駐車場事業１箇所、トラックターミナル事業２箇所、占用施設活用事業７４箇所、コンサルティング事業、宿泊事業１箇所、カード事業、Ｗｅｂ事業ほか	２２
合計Ｂ（高速道路事業以外）		１，１１５
合計（Ａ＋Ｂ）（全事業）		１２，１３１

※１ この中には、会社法第５条第５項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金３４１億円を含む。

■資金計画書

添 付

平成 2 9 事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	金 額		
	合 計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	8, 0 0 7	8, 0 0 7	
関連事業営業収入	1, 1 0 5		1, 1 0 5
S A ・ P A 事業収入	1 1 7		1 1 7
その他の事業収入	2 0		2 0
受託事業収入	9 6 9		9 6 9
営業外収入	—	—	—
(資本的収入)			
社債・借入金	8, 9 4 5	8, 9 4 5 (8, 9 4 5)	
機構からの無利子借入金	3 5	3 5 (3 5)	
社債	6, 0 0 0	6, 0 0 0 (6, 0 0 0)	
民間借入金	2, 9 1 0	2, 9 1 0 (2, 9 1 0)	
前期繰越金	1, 5 9 6	1, 5 6 5 (5 8 7)	3 1
合 計	1 9, 6 5 3	1 8, 5 1 7 (9, 5 3 1)	1, 1 3 6
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	1, 7 9 4	1, 7 9 4	
道路維持管理費	8 8 2	8 8 2	
道路業務管理費	6 1 8	6 1 8	
一般管理費等	2 9 4	2 9 4	
道路資産賃借料	5, 9 4 5	5, 9 4 5	
関連事業管理費	1, 0 6 2		1, 0 6 2
S A ・ P A 事業管理費	7 3		7 3
その他の事業管理費	2 0		2 0
受託事業営業費	9 6 9		9 6 9
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	6, 8 5 2	6, 8 5 2 (6, 8 0 8)	
新設・改築費	6, 6 0 0	6, 6 0 0 (6, 5 5 8)	
一般管理費等	1 9 6	1 9 6 (1 9 5)	
支払利息等	5 5	5 5 (5 5)	
高速道路修繕費	1, 4 4 8	1, 4 4 8 (1, 2 1 4)	
修繕費	1, 3 1 6	1, 3 1 6 (1, 1 1 2)	
一般管理費等	1 2 5	1 2 5 (9 6)	
支払利息等	6	6 (6)	
高速道路特定更新等工事費(修繕)	9 2 2	9 2 2 (9 2 2)	
修繕費	8 7 7	8 7 7 (8 7 7)	
一般管理費等	4 2	4 2 (4 2)	
支払利息等	4	4 (4)	
関連事業建設費	5 4		5 4
S A ・ P A 事業建設費	5 1		5 1
その他の事業建設費等	2		2
社債等償還金	—	—	—
次期繰越金	1, 5 7 6	1, 5 5 5 (5 8 7)	2 0
合 計	1 9, 6 5 3	1 8, 5 1 7 (9, 5 3 1)	1, 1 3 6

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の () 書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

■収支予算書

平成29事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	金 額		
	合 計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	18,549	18,549	
(1) 料金収入	8,024	8,024	
(2) その他収入	10,526	10,526	
・道路資産完成高	10,526	10,526	
2. 営業費用	18,536	18,536	
(1) 道路資産賃借料	5,521	5,521	
(2) 道路資産完成原価	10,526	10,526	
(3) 管理費用	1,879	1,879	
・維持修繕費	817	817	
・管理業務費	578	578	
・一般管理費等	250	250	
・租税公課	30	30	
・減価償却費	204	204	
(4) 引当金等	609	609	
高速道路事業営業利益	14	14	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	1,036		1,036
(1) SA・PA事業収入	108		108
(2) その他の事業収入	18		18
(3) 受託事業収入	910		910
2. 営業費用	1,022		1,022
(1) SA・PA事業費	91		91
(2) その他の事業費	21		21
(3) 受託事業費	910		910
関連事業営業利益	14		14
全事業営業利益	28	14	14
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	15	14	1
經常利益	13	—	13
V. 特別利益	—	—	—
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	13	—	13
法人税、住民税及び事業税	4	—	4
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	9	—	9

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 引当金等にはマイレージ割引費用等を計上している。